資料編

1	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例	1
2	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則	2
3	下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会設置要綱	7
4	下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会委員名簿	8
5	計画策定経緯(スケジュール)	9
	(1)策定経緯	
	(2)パブリックコメント実施結果	
6	各制度の概要	.10
	(1)まちづくり協議会に係る交付金制度	
	(2)地域サポート職員制度	
	(3)税理士相談制度	
	(4)地域力アップ事業(インセンティブ制度)	
7	準備会及び協議会の設立日	.15
8	各地区まちづくり協議会の概要	.16
9	第1次計画期間中のまちづくり協議会の活動、取組	.23
10	各地区の人口及び世帯数の推移	.24
11	まちづくり協議会アンケート結果	.25

平成 26 年 9 月 30 日 条例第 54 号

(目的)

- 第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性 化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員 となり自主的に形成する組織で第5条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定 する方針及び中長期的な事業計画をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの 推進に努めるものとする。
- 2 まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

(協議会の設立等)

- 第5条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1の協議会を設立することができる。
- 2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める 基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

(協議会の役割)

- 第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。
- (1) 市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。
- (2) 地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、市民等に開かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法によ り行うものとする。

(協議会の変更)

第8条 協議会は、第5条第2項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協議会の認定の取消し)

第9条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消す ことができる。

(市の支援)

- 第 10 条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予 算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。 (委任)
 - 第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2.下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成 26 年 11 月 27 日 規則第 111 号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(平成 26 年条例第 54 号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の地区)

- 第2条 条例第2条第2号の規則で定める地区は、下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 (平成17年教育委員会規則第17号)別表に規定する1の中学校の通学区域(以下「通学区域」という。) の範囲とする。ただし、その範囲が地域の実情に合わない場合にあっては、当該通学区域を基礎として地縁等により区切った範囲とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市民等は、まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設立しようとする場合において、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現のため必要があるときは、次に掲げる事項を勘案し前項の規定による複数の地区を1の地区とすることができる。
- (1) 市民等がまちづくりの課題を共有し、ネットワーク化及び相互補完を図りながら、効率的かつ効果的にまちづくりの課題の解決及び地域活性化に取り組むことができること。
- (2) 地区の範囲が他の協議会と均衡が図られていること。
- (3) 他の協議会の地区と重複しないこと。

(協議会の認定申請)

第3条 条例第5条第2項に規定する申請書は、まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)とする。 (協議会の設立認定)

第4条 条例第5条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民自治によるまちづくりを推進することを目的として設立される組織であること。
- (2) 市民等に開かれた民主的かつ効率的な組織であること。
- (3) 自主的かつ主体的な運営ができる組織であること。
- 2 市長は、条例第5条第3項の規定による審査の結果、協議会の設立を認定したときにあってはまちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により、認定しないときにあってはその旨を書面により通知するものとする。
- 3 市長は、条例第5条第3項の規定により協議会の設立を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 協議会の名称
 - (2) 協議会の事務所の所在地
 - (3) 協議会を設立した地区の町名の一覧
- (4) 認定年月日

(協議会の活動)

- 第5条 条例第6条第2号の規則で定める活動は、次に掲げるものとする。
- (1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- (2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- (3) 地区内外における地域交流に関する活動
- (4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- (5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- (6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- (7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動
- 2 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(協議会の変更)

- 第6条 条例第8条の規定による変更の申請は、まちづくり協議会認定内容変更申請書(様式第3号)により行うものとする。
- 2 条例第8条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、市長が軽微な変更と認めるものとする。
 - (1) 構成する団体等の名簿
 - (2) 役員名簿
 - (3) 組織図

- (4) 事業計画書
- (5) 予算書
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する事項
- 3 第4条第2項及び第3項の規定は、条例第8条の規定による変更の申請について準用する。 (協議会の認定の取消し)
- 第7条 条例第9条の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。
- (1) 協議会が第4条第1項各号の基準に適合しないとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により協議会の認定を受けたとき。
- (3) 協議会の運営において、不正な行為があったとき。
- (4) 協議会としての活動の実態がなく、かつ、活動が行われる見込みがないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が協議会の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- 2 市長は、条例第 9 条の規定により協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書(様式第 4 号)により当該協議会に通知するものとする。
- 3 市長は、条例第 9 条の規定により協議会の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 協議会の名称
- (2) 協議会に係る地区の町名の一覧
- (3) 取消理由
- (4) 取消年月日

(協議会の解散)

- 第8条 条例第5条第3項の規定による認定を受けた協議会は、協議会を解散するときは、あらかじめ、 その旨を記載したまちづくり協議会解散届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会に係る地区の町名の一覧
- (3) 解散年月日

(情報公開等)

- 第9条 協議会は、活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を推進するとともに、より効果的な活動を行うため、他の協議会との情報交換及び連絡調整を積極的に行うものとする。
- 2 協議会(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者に該当する協議会を除く。)は、その活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

年 月 日付けで申請のあった<u>地区まちろくり塩酸会の設立の</u>態定については、下囲市住民自治によるまちろくりの推進に関する 条例施行規則第4条第1項各号の基準に適合していると認め、<u>地区</u> 中田 匝 条例権行規則第4条第1項各号の基準に適合していると認め、 まちづくり協議会の数立を認定したので、その旨通知します。 下國市長 地区まちづくり協議会際定通知書 歃 地区まちづくり協議会 北國产 模式第2号 (第4条関係) 1 並譲会の名称 事務所の所在地 ш ₩, in; # 代表者 20g 6元 £1 ŦŢ.

	ш							<u>地区</u> において、まちづくり協議会を設立したいので、下関市住民 自治によるまちづくりの推進に関する条例第5条第2項の規定に基づき、次 のとおり申請します。		-				
	щ							下連						
	#							を記れている。						
							#10	がる最の数						
			36.			ole.	り勧騰会認定申請書	立 2 2 2		1				
			888	生所	名名	電話報	410 410	多らら						
			協議会の名称	代表者住所	代表者氏名	連絡先電話番号	900 500	認 · 朱						6
				*	#	型	34.5	20 mm 20 mm 20 mm		Six				\$ 5.
			職業				地区まちづく	まぼうに		整			付資料) 機議会の規約 機議会を構成する団体等の名簿 協議会の役員名簿 地区の町名の一覧	組織図(協議会の起機構成が分かるもの) 1 享業年度の事業計画者 1 享業年度の予算書
E							基区	ての	-	11-		-	华	漆客
(第3条関係)		telet						145°	版	製	ν ú	ш	る権能	記載図(協議会の組模権 1 事業年度の事業計画者 1 事業年度の予算書
概		下國市長						地区におい 自治によるまちろく! のとおり申請します。	€ #	専務所の所在地	布瓦	争	付資料) 協議会の規約 協議会を構成する 協議会の役員名簿 地区の町名の一覧	協変度
模式第1号								10 m	4H	更	***	ti.	(付資料) 協議会の規約 協議会を構成 協議会の後員 地区の町名の	因業業)年年
紙		(米保)						4年 7月	516	神	*	84	(新付資料) 1) 転離会2 2) 転離会3 3) 転離会3 4) 地区の8	報事事
委		Θ						am 6	н	61	ero .	ঘ] ≆ 3883	9 6

	nk m	匝		施 *v *v ロ ん ん					The second second second second	
	ш;			新 本 る 来 る 来 め ボ ひ ボ ひ ボ ひ ボ ひ ボ ひ ボ ひ ル ひ ム し ん ひ		ŧ			(* ·	
	雅升		極	東 旭					-	
		医医疗	取消通	条					-	25
		 	地区まちづくり協議会移定取消通知書	下陸市住民自治によるまちづくりの権道に関する条例総行規則第7条第1項に場げる事由に該当すると認められるため、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第9条の規定により、 とりの推進に関する条例第9条の規定により、 とり協議会の認定を取り消したので、その旨通知します。		-				
			極	たる ででか かった						
	ale	松	## \$0	くめるない。					A. A.	
<u> </u>	権機		超区	るす例のまれた。						
療式第4号 (第7条関係)	地区まむるへりな器会			治にす定に該るを記録を発験	故	tu.	ш	₩.		
als.	数 数			年を連合を発しませる。	報のの名	1975 1555	世 世			
概		表		下にある。関連の協力は推議	胡	舒	益	<i>t</i> ipi		
極	1			頃くく	Н.	64	m	4		
									DA .	

ш

m;

ш

変 更 年 月

極

×

쐢

881

ш

様式第3号(第6条関係)

(宛先) 下髁市長

6

ш

ш

m

mg

#

JMC:		
被		
数	,	

(注)変更内容の群権を示す資料等があれば旅付してください。

譜します。

年 月 1付け下 第 号で認定通知があった <u>地区</u>まちづくり避審会の内容を変更したいので、下関市住民自治によるまち づくりの権道に関する条例第8条の規定により、次のとおり内容の変更を申

地区まちんくり協議会認定内容変更申請書

連絡先電話番号

申請者 協議会の名称 代表者住所 代表者氏所

					181				9 6				Ti (181
		п ::				6			下関市住民自治によるま の規定により、次のとお			21			
				白鱈者 協議会の名称	代表者住所	代表者氏名	連絡先電話番号	<u>約区</u> まちづくり協議会解散届出書	進区まちろくり協議会を解散するので、下関市住民自治によるまちろくりの推進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。						
(以国家の報) 中以銀行数	(REKOR) CORN	(会会) 不理市兵	X 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					地区	地区まちろくり ちろくりの推進に関する条 り届け出ます。	1 臨籍会の名称	2 認定年月日	3 解数年月日	世 戦	袱	

3. 下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(平成26年条例第54号)を根拠として取り組む「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための基本方針を示す下関市住民自治によるまちづくり推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関する意見・提言
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、委員10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 関係団体から選任する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。
- 4 委員長が欠席、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部まちづくり政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

4. 下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
大西 知己	下関市立安岡中学校区 統括コーディネーター
清田 幸男	下関市防災士連絡会
坂岡久美子	下関市保健推進協議会
杉山 靖彦	下関子ども会連合会
波佐間 清	下関市社会福祉協議会
藤井 勲	下関市連合自治会
松本 貴文	公立大学法人下関市立大学
和﨑法子	下関市連合婦人会

会長 副会長

5.計画策定経緯(スケジュール)

(1)策定経緯

平成31年2月	第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定方針 決定
令和元年8月	第1回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員 会 計画骨格案協議
令和元年8月~9月	第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定に係 るまちづくり協議会アンケート実施
令和元年10月	まちづくり協議会意見聴取(第2回ネットワーク会議)
	第2回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員 会 計画素案協議
令和元年11月上旬 ~12月上旬	パブリックコメントの実施(~12月4日)
令和元年12月	12月議会報告
	第3回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員 会 推進計画案協議
令和2年2月	第4回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員 会 推進計画最終案協議
	計画策定
	まちづくり協議会報告(第3回ネットワーク会議)
令和2年3月	3月議会報告
	公表

(2)パブリックコメント実施結果

募集期間	令和元年11月5日~令和元年12月4日
回覧場所等	まちづくり政策課、市民活動センター、市民センター、 本庁舎、各総合支所、本庁管内各支所(12支所) 市ホームページ
応募状況	2 6件

いただいたご意見の要旨と、これに対する市の考え方については、下関市ホームページ『「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について』にて公表しています。

6. 各制度の概要

(1)まちづくり協議会に係る交付金制度

令和元年度~

まちづくり交付金

【交付額】

交付対象経費の実支出額と次に定める均等割額、世帯割額及び加算額を合算した額とを比較し、いずれか少ない額

項目	均等割	世帯割	加算額 1 ¹	加算額 2 2	加算額3 3	加算額4 4	加算額5 5
単価・算出	4 000 000 []	40E III (4 ##)	200 000 []	200 000 []]	200 000 []	100,000円	300,000円
(令和元年度)	1,800,000円	125円(1世帯)	200,000円	200,000円	200,000円	(限度額)	(限度額)

- 1:過疎地域とみなされる地域を地区の範囲とする協議会に加算される金額
- 2:複数の中学校区を範囲とする協議会に加算
- 3: 六連島又は蓋井島を地区の範囲とする協議会に加算
- 4:まちづくり計画の策定及び見直しに取り組む協議会に加算(限度額 100,000円)
- 5:市長が別に定める地域力アップ事業の実施に係る費用の実費額(限度額300,000円)
 - 2 中学校区を範囲とする協議会: 5 協議会 >中東地区/彦島地区/東部5地区/川中地区/豊浦地区
 - < 過疎地域とみなされる地域を地区の範囲とする協議会: 2協議会 > 豊田地区/豊北地区
 - < 六連島又は蓋井島を地区の範囲とする協議会: 2協議会 > 彦島地区(六連島) / 吉見地区(蓋井島)

(2)地域サポート職員制度

平成30年度~

(人数)9名

(担当)1人2地区担当(サポート室長は1地区担当)

1.地域サポート職員の基本的役割

地域サポート職員は、協議会と協働し、地域課題の発見や地域資源を掘り起こすととも に、地域の特性を活かした課題解決及び地域活性化に向けた取組を支援する基本的な役 割を担う。

- 2.地域サポート職員の職務
 - (1) 協議会の運営及び活動に係る情報の収集及び提供並びに指導及び助言に関すること。
 - (2) 協議会のまちづくり活動に関する会議、行事等に出席すること。
 - (3) 地区の課題等実態を把握し、必要な支援内容について調整すること。
 - (4) 協議会と市との連絡・調整に関すること。
 - (5) 地区のまちづくり計画の策定及び各種事務手続きを支援すること。
 - (6) 協議会のまちづくり活動を担う人材発掘・人材育成に協働して取り組むこと。
 - (7) 協議会と協働して、地区内のまちづくり活動への意識の高揚を図ること。
 - (8) 協議会及び地域サポート職員の活動に関する記録及び報告書を作成すること。
 - (9) その他、住民自治によるまちづくりの推進に関すること。
- 3.地域サポート職員が行うことができない職務
 - (1) 現金、通帳、印鑑、有価証券等の保管及び出納に関すること。
 - (2) 事業計画書、収支予算書、実績報告書、決算書等を主として企画又は作成すること。

(3)税理士相談制度

平成30年度~

1.体制

市内 1 7 地区のまちづくり協議会を 3 ブロックに分け、ブロック毎に税理士 1 名を配置。 計 3 名の税理士と委託契約

2.業務内容

次の業務について、1協議会に対し、2か月に1回以上実施。

会計事務処理の相談、指導及び助言

税に関する相談、指導及び助言

税知識の普及啓発のための情報提供

< 全地区共通に実施するもの(市の要請に応じ年度内に2回程度) > 研修会等での指導・助言

(4)地域力アップ事業(インセンティブ制度)

まちづくり交付金において、地域の課題や活性化にしっかりと向き合い、創意工夫のもと知恵を出し合って取り組もうとしている協議会に対し、その意欲を奨励し支援するため、インセンティブ制度を導入し、「地域力アップ事業」実施のための交付金を加算する制度(平成30年度~)

令和元年度~

(1) 加 算 額: 1事業当たり 30万円(上限)

(2) 予 算 枠: 90万円 (事業数は予算の範囲内において決定)

(3) 対象事業: 次の ~ のいずれかに該当し、新規に実施する事業

少子高齢化対策 地域資源活用 広域交流

移住定住促進その他地域力アップに資する事業

(4) 応 募 枠: 1協議会当たり1事業、複数協議会で1事業応募可 (単独との重複不可)

(5) 事業の採択: まちづくり協議会地域力アップ事業選考委員会を設置し、事業の審査の参考とするた

めの採点を行う。

審査視点:公益性・効果性・波及性・計画性・地域性

<平成30年度 地域力アップ事業> 採択事業:16協議会 22事業

地区	事業名						
中東	旧北浦街道のまち興し						
西部	復活グリーンモール焼肉ストリート						
山の田	山の田地区有形・無形我が街お宝認定振興事業						
	四季折々の花が咲き蝶々が乱れ飛ぶ美しいまちづくり事業						
彦島	多世代交流事業 (彦まちカフェ)						
長府	「長府の寺子屋」講座の開催						
	コミュニティカレンダーの発行						
長府東部	「認知症にやさしいまちづくり」						
東部 5	子どもを対象とした防災教室						
勝山	勝山歴史事業 (勝山御殿)						
内日	内日のみんなで手づくり『ペットボトルツリー』						
川中	川まち弥生まつり						
安岡	安岡小学校ほたる飼育						
吉見	本州最西端「毘沙ノ鼻」プロモーション						
	吉見"あじさい"パーク計画						
菊川	キッズフェスタ 2019						
	きくがわ「地域と学校をつなぐ安心安全プロジェクト」						
豊田	花いっぱい運動の推進						
豊浦	豊浦知っちょる会&フットパス						
	みかん DE デート						
豊北	定住人口增加対策事業						
	婚活事業						

<令和元年度 地域力アップ事業> 採択事業:3協議会 3事業

地区	事業名
長府	「長府商店街 中浜市場チャレンジショップイベント」の開催
長府東部	「災害弱者安心プランの作成」
菊川	きくがわ「防災啓発マイ・タイムライン」実施事業

7. 準備会及び協議会の設立日

		まちづく	り協議会	設立準備会
		設 立 日	設立総会開催日	設 立 日
1	中東地区まちづくり協議会	平成 27 年 10 月 6 日	平成 27 年 10 月 6 日	平成 27 年 3 月 29 日
2	西部地区まちづくり協議会	平成 28 年 2 月 2 日	平成 28 年 1 月 31 日	平成 27 年 5 月 17 日
3	向洋地区まちづくり協議会	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 8 月 28 日	平成 28 年 1 月 28 日
4	山の田地区まちづくり協議会	平成 28 年 6 月 14 日	平成 28 年 6 月 10 日	平成 27 年 12 月 10 日
5	彦島地区まちづくり協議会	平成 28 年 7 月 21 日	平成 28 年 7 月 16 日	平成 27 年 12 月 2 日
6	長府地区まちづくり協議会	平成 28 年 1 月 15 日	平成 28 年 1 月 13 日	平成 27 年 8 月 28 日
7	長府東部地区まちづくり協議会	平成 28 年 4 月 5 日	平成 28 年 4 月 3 日	平成 27 年 10 月 8 日
8	東部5地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 29 日	平成 27 年 5 月 23 日
9	勝山地区まちづくり協議会	平成 28 年 12 月 15 日	平成 28 年 12 月 11 日	平成 28 年 8 月 9 日
10	内日地区まちづくり協議会	平成 28 年 1 月 26 日	平成 28 年 1 月 24 日	平成 27 年 5 月 16 日
11	川中地区まちづくり協議会	平成 28 年 9 月 28 日	平成 28 年 9 月 22 日	平成 28 年 1 月 28 日
12	安岡地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 15 日	平成 27 年 12 月 13 日	平成 27 年 3 月 21 日
13	吉見地区まちづくり協議会	平成 27 年 11 月 4 日	平成 27 年 10 月 31 日	平成 27 年 4 月 18 日
14	菊川地区まちづくり協議会	平成 27 年 9 月 28 日	平成 27 年 9 月 27 日	平成 27 年 4 月 22 日
15	豊田地区まちづくり協議会	平成 28 年 2 月 2 日	平成 28 年 1 月 31 日	平成 27 年 8 月 18 日
16	豊浦地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 28 日	平成 27 年 5 月 16 日
17	豊北地区まちづくり協議会	平成 27 年 12 月 8 日	平成 27 年 12 月 5 日	平成 27 年 4 月 28 日

8. 各地区まちづくり協議会の概要

協議会の名称	中東地区まちづくり協議会			
設立年月日	平成27年10月6日 (設立総会:平成27年10月6日)			
事務所の位置	唐戸町4番1号 カラトピア5階			
人口	2 3,1 4 2 人 世帯数 12,573 世帯			
面積	7.77 k m²	中学校区	日新中学校·名陵中学校	
構成団体数	72 団体	顧問の人数	3人	
代議員数	60人	うち公募委員数	2人	
設置部会	総務部会/環境·防災対策部会/地域づくり部会/健康·福祉部会/子育て·青少年育成部会			

協議会の名称	西部地区まちづくり協議会			
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会:平成28年1月31日)			
事務所の位置	伊崎町一丁目4番30号 西部公民館内			
人口	12,040人	12,040人 世帯数 7,453世帯		
面積	3.25 k m²	中学校区	文洋中学校	
構成団体数	25 団体	顧問の人数	1人	
代議員数	60人 うち公募委員数 2人			
設置部会	総務部会 / 福祉部会 / 教育部会 / 安全 安心部会			

協議会の名称	向洋地区まちづくり協議会			
設立年月日	平成28年9月1日 (設立総会:平成28年8月28日)			
事務所の位置	向洋町14番1号 旧向山幼稚園内			
人口	9,583人 世帯数 5,278世帯			
面積	1.92 k m²	中学校区	向洋中学校	
構成団体数	19 団体 顧問の人数 1人			
代議員数	45人 うち公募委員数 2人			
設置部会	総務部会/福祉部会/生活環境部会/健全育成部会			

協議会の名称	山の田地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年6月14日 (設立総会:平成28年6月10日)		
事務所の位置	山の田東町4番13号 下関市勤労婦人センター内		
人口	18,490 人	世帯数	9,341世帯
面積	3.77 k m²	中学校区	山の田中学校
構成団体数	31 団体	顧問の人数	3人
代議員数	79人	うち公募委員数	14人
設置部会	総務部会/健康福祉部会/青少年育成部会/安全·安心部会/環境部会/産業·		
双旦 の女	文化部会 / 専門委員会		

協議会の名称	彦島地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年7月21日 (設立総会:平成28年7月16日)		
事務所の位置	彦島江の浦町一丁目3番1号 彦島公民館内		
人口	26,039 人	世帯数	12,949世帯
面積	11.26 k m ²	中学校区	彦島中学校·玄洋中学校
構成団体数	33 団体	顧問の人数	5人
代議員数	88人	うち公募委員数	10人
設置部会	総務安全部会 / 健康福祉部会 / 子ども部会 / 六連島部会		

協議会の名称	長府地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月15日 (設立総会:平成28年1月13日)		
事務所の位置	長府亀の甲二丁目2番1号 豊浦小学校内		
人口	16,811 人	世帯数	8,017世帯
面積	10.33 km²	中学校区	長府中学校
構成団体数	29 団体	顧問の人数	2人
代議員数	91人	うち公募委員数	10人
設置部会	広報部会 / 教育部会 / 健康·体育部会 / 商工業活性部会 / 観光活性化部会 / 環境·安全部会		

協議会の名称	長府東部地区まちづくり協議会			
設立年月日	平成28年4月5日 (設立総会:平成28年4月3日)			
事務所の位置	長府松小田北町 14 番 1 号 長府小学校内			
人口	11,828 人 世帯数 5,827世帯			
面積	7.29 km²	中学校区	長成中学校	
構成団体数	17 団体 顧問の人数 0人			
代議員数	83人 うち公募委員数 32人			
設置部会	つたえよう部会 / つ〈ろう部会 / つなごう部会			

協議会の名称	東部 5 地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月1日 (設立総会:平成27年11月29日)		
事務所の位置	小月本町一丁目7番7号 小月公民館内		
人口	25,948 人	世帯数	11,801世帯
面積	73.39 km²	中学校区	東部中学校·木屋川中学校
構成団体数	41団体	顧問の人数	4人
代議員数	67人	うち公募委員数	4人
設置部会	総務部会/環境部会/安全·安心部会/健康福祉部会/青少年育成部会/原		
観光部会			

協議会の名称	勝山地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年12月15日 (設立総会:平成28年12月11日)		
事務所の位置	秋根南町二丁目 4 番 33 号 勝山公民館内		
人口	25,014 人	世帯数	12,283世帯
面積	21.94 km²	中学校区	勝山中学校
構成団体数	29 団体	顧問の人数	3人
代議員数	74人	うち公募委員数	17人
設置部会	地域活性化部会/教育文化部会/健康福祉部会/居住環境部会/安心安全部会		

協議会の名称	内日地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年1月26日 (設立総会:平成28年1月24日)		
事務所の位置	大字内日下 1146 番地 5 内日公民館内		
人口	1,134人	世帯数	5 2 2 世帯
面積	2 9 . 6 4 k m²	中学校区	内日中学校
構成団体数	36 団体 顧問の人数		
代議員数	40人	うち公募委員数	4人
設置部会	総務部会 / 産業・環境部会 / 暮らしと安全と教育部会 / 活性化・イベント部会		

協議会の名称	川中地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成28年9月28日 (設立総会:平成28年9月22日)		
事務所の位置	伊倉町二丁目1番1号 川中公民館内		
人口	35,258 人	世帯数	16,345世帯
面積	10.96 km²	中学校区	川中中学校·垢田中学校
構成団体数	86 団体	顧問の人数	2人
代議員数	128人	うち公募委員数	5 4人
設置部会	総務、産業部会/安全·安心部会/環境部会/福祉部会/子ども育成部会/健康スポーツ部会		

協議会の名称	安岡地区まちづくり協議会		
設立年月日	平成27年12月15日 (設立総会:平成27年12月13日)		
事務所の位置	安岡駅前二丁目7番1号 安岡公民館内		
人口	14,518 人	世帯数	6,889世帯
面積	16.40 k m ²	中学校区	安岡中学校
構成団体数	25 団体	顧問の人数	1人
代議員数	50人	うち公募委員数	11人
設置部会	第1部会/第2部会/第3部会/第4部会/第5部会		

協議会の名称	吉見地区まちづくり協議会				
設立年月日	平成27年11月4日	平成27年11月4日 (設立総会:平成27年10月31日)			
事務所の位置	吉見下 1533 番地 吉見公民館内				
人口	5,586 人	5,586 人 世帯数 2,964世帯			
面積	2 6.5 0 k m²	2 6.5 0 km² 中学校区 吉見中学校			
構成団体数	19 団体	19 団体 顧問の人数 2人			
代議員数	33人 うち公募委員数 7人				
設置部会	まちづくり部会 / 安全・健康・教育部会 / イベント部会 / 吉母部会 / 蓋井島部会				

協議会の名称	菊川地区まちづくり協議会				
設立年月日	平成27年9月28日 (設立総会:平成27年9月27日)				
事務所の位置	菊川町大字田部747番地4 菊川総合支所第3庁舎内				
人口	7,645人	世帯数	3,329世帯		
面積	83.78 km² 中学校区 菊川中学校				
構成団体数	105 団体 顧問の人数 2人				
代議員数	113人 うち公募委員数 6人				
設置部会	総務部会/健康福祉部会/地域活性部会/防犯防災環境部会/青少年育成部会				

協議会の名称	豊田地区まちづくり協議会				
設立年月日	平成28年2月2日 (設立総会:平成28年1月31日	1)		
事務所の位置	豊田町大字矢田 149 番地	豊田町大字矢田 149 番地 1 豊田生涯学習センター内			
人口	5,166人 世帯数 2,392世帯				
面積	163.47 km²	163.47 km² 中学校区 豊田中学校			
構成団体数	154 団体 顧問の人数 2人				
代議員数	138人 うち公募委員数 3人				
設置部会	ネットワーク豊田町/ネットワーク殿居/ネットワーク豊田中/ネットワーク三豊/ネットワーク西市/ネットワーク 豊田下(各ネットワーク内に、ふれあいグループ・ふるさとグループ・すこやかグループの3つを設置)				

協議会の名称	豊浦地区まちづくり協議会				
設立年月日	平成27年12月1日	平成27年12月1日 (設立総会:平成27年11月28日)			
事務所の位置	豊浦町大字川棚 7112 番地4 豊浦コミュニティ情報プラザ内				
人口	17,070 人 世帯数 8,008世帯				
面積	75.86 km²	75.86 km ² 中学校区 夢が丘中学校・豊洋中学校			
構成団体数	28 団体	顧問の人数	5人		
代議員数	57人(部会員:3名)	うち公募委員数	21人		
設置部会	少子化対策部会 / 地域活性化部会 / 生活環境部会 / 医療福祉部会 / 文化·スポーツ部会				

協議会の名称	豊北地区まちづくり協議会					
設立年月日	平成27年12月8日	(設立総会:平成27年12月5	日)			
事務所の位置	豊北町大字神田 1199 番地 1 豊北生涯学習センター内					
人口	8,948人	8,948人 世帯数 4,428世帯				
面積	168.64 km²	1 6 8.6 4 k m ² 中学校区 豊北中学校				
構成団体数	11 団体	11 団体 顧問の人数 2人				
代議員数	30人 うち公募委員数 12人					
設置部会	企画部会 / 活性化部会 / 安全·教育部会					

< まちづくり協議会 HPアドレス >

(令和2年3月1日時点)

地区	HP アドレス
中東	http://chuto-machikyo.net/
西部	
向 洋	
山の田	http://yotuba2017.sakura.ne.jp/
彦島	http://www.hikoshima.jp/
長 府	http://chofu-machikyo.com/
長府東部	https://chofutoubu-machikyo.jimdo.com/
東部5	
勝山	https://katsuyamachikuinfo.wixsite.com/katsuyama/
内 日	https://utsui-machikyo.jimdo.com/
川中	https://www.kawamachi-dukuri.jp/
安 岡	http://yasuoka-kataroute.jimdo.com/
吉 見	https://www.yoshimiweb.com/
菊 川	http://kikugawa-machikyo.jimdo.com/
豊田	http://toyota.main.jp/
豊浦	http://toyouramatidukuri.wixsite.com/kyougikai/
豊北	https://machikousaku.wixsite.com/mysite/

下関市ホームページ 掲載画面



資料編-22-

9. 第1次計画期間中のまちづくり協議会の活動、取組

本市では、平成27年9月から平成28年12月にかけて、市内全17地区でまちづくり協議会が設立され、平成29年度より、年間を通じた取組が本格的に始動しました。

これまで、各協議会において、オレンジカフェなどの地域福祉活動をはじめとして、避難訓練や防災マップ作りなどの防犯・防災活動、子育て支援、環境づくり活動、あるいは伝統文化行事、お祭りといった地域交流・多世代交流に関する多様な取組が行われてきました。各地域の実情に応じた、いずれも主体的な取組が行われており、限られた予算の中で工夫をこらし、将来を見据えながら、前向きに活動に取り組んでいます。

ここでは、これらの活動実績を、「下関市第2次総合計画」の基本構想である8つの「まちづくりの将来像」に沿って分類しました。

< 平成27年度から令和元年度までの取組実績>

(件数)

総合計画	基本構想第1章	基本構想第2章	基本構想第3章	基本構想第4章	基本構想第5章	基本構想第6章	基本構想第7章	基本構想第8章	÷I
主な活動分野	伝統文化 地域交流	産業振興 商業振興	子育て支援 生涯学習	環境づくり 景観形成	都市緑化 バス交通	防犯防災 交通安全	地域福祉 高齢者福祉	コミュニティ 広報広聴	計
平成 27 年度	2	0	1	2	0	4	4	19	32
平成 28 年度	25	3	19	13	0	29	23	49	161
平成 29 年度	45	7	24	23	0	40	34	59	232
平成 30 年度	44	5	25	22	0	35	39	65	235
令和元年度	41	6	23	29	0	44	41	65	249
計	157	21	92	89	0	152	141	257	909

平成27年度の件数は、11協議会の活動数で、それぞれ設立から平成28年3月31日までのものです。 令和元年度の件数は、交付金交付申請時点での活動計画を基に集計したものです。

< 第2次下関市総合計画 > 基本構想『まちづくりの将来像』

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち

第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち

第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち

第4章 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち

第5章 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち

第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち

第7章 人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち

第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

10. 各地区の人口及び世帯数の推移

各地区の人口推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	3月31日時点	3月31日時点	10月1日時点	10月1日時点	10月1日時点
中東	24,514	24,167	23,607	23,142	22,755
西部	13,142	12,870	12,481	12,040	11,748
向洋	10,173	10,006	9,770	9,583	9,470
山の田	18,987	18,778	18,475	18,490	18,331
彦島	27,906	27,394	26,481	26,039	25,458
長府	16,947	16,965	16,920	16,811	16,607
長府東部	12,151	12,071	11,945	11,828	11,783
東部 5	26,085	26,024	25,959	25,948	25,923
勝山	24,357	24,745	24,914	25,014	25,156
内日	1,241	1,201	1,167	1,134	1,105
川中	36,112	35,486	35,385	35,258	35,103
安岡	14,511	14,606	14,607	14,518	14,404
吉見	5,921	5,758	5,672	5,586	5,492
菊川	7,991	7,954	7,806	7,645	7,547
豊田	5,664	5,499	5,276	5,166	4,985
豊浦	18,073	17,860	17,369	17,070	16,817
豊北	9,938	9,614	9,233	8,948	8,719

各地区の世帯数推移

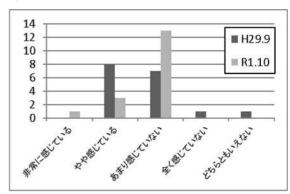
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	3月31日時点	3月31日時点	10月1日時点	10月1日時点	10月1日時点
中東	12,953	12,850	12,699	12,573	12,473
西部	7,697	7,685	7,636	7,453	7,357
向洋	5,426	5,379	5,333	5,278	5,259
山の田	9,382	9,333	9,303	9,341	9,335
彦島	13,399	13,309	13,045	12,949	12,789
長府	7,824	7,945	8,000	8,017	7,982
長府東部	5,737	5,762	5,855	5,827	5,901
東部 5	11,474	11,557	11,668	11,801	11,944
勝山	11,434	11,728	12,040	12,283	12,484
内日	543	542	535	522	520
川中	16,213	16,094	16,229	16,345	16,397
安岡	6,686	6,791	6,899	6,889	6,902
吉見	3,012	2,937	2,967	2,964	2,949
菊川	3,289	3,304	3,321	3,329	3,337
豊田	2,496	2,475	2,415	2,392	2,344
豊浦	8,055	8,093	8,038	8,008	8,014
豊北	4,610	4,546	4,482	4,428	4,377

11.まちづくり協議会アンケート結果

まちづくり協議会の運営・活動について

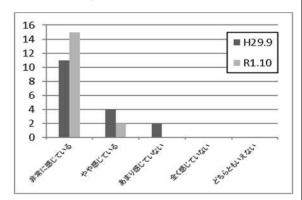
1. 代議員、部会員などに、新たな人材が加わってきていると感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	1
やや感じている	8	3
あまり感じていない	7	13
全〈感じていない	1	0
どちらともいえない	1	0



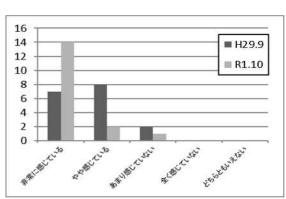
2. 若者世代(60歳未満)の参加が必要、あるいは参加してほしいと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	11	15
やや感じている	4	2
あまり感じていない	2	0
全〈感じていない	0	0
どちらともいえない	0	0



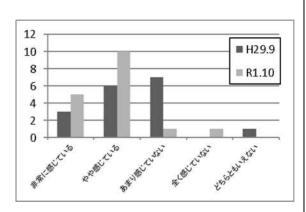
3.女性の参加が必要、あるいは参加してほしいと感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	7	14
やや感じている	8	2
あまり感じていない	2	1
全〈感じていない	0	0
どちらともいえない	0	0



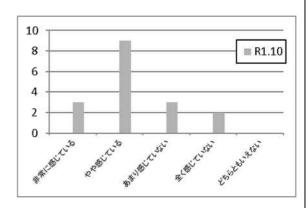
4. 事務局業務について、負担を感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	3	5
やや感じている	6	10
あまり感じていない	7	1
全〈感じていない	0	1
どちらともいえない	1	0



5. 自治会や学校運営協議会、他団体との連携はとれていると感じますか。

	1
	R1.10
非常に感じている	3
やや感じている	9
あまり感じていない	3
全〈感じていない	2
どちらともいえない	0



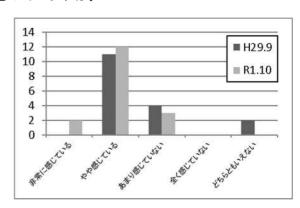
6.優先して取り組むべき活動は何ですか。次の活動の中から該当するものを選んで⟨ださい。【3つ以内で選択】

	H29.9	R1.10
高齢者支援活動	13	9
子ども子育て支援活動	8	6
防犯活動	1	1
防災活動	5	10
環境保全活動	4	4
地域交流活動(文化、スポーツ等)	5	5
観光交流活動(地域資源の発掘、魅力向上)	6	4
人口定住活動(移住、婚活等)	4	5
その他	1	4

- ・まちづくり協議会の発足時からのメンバーで、新しい試みを行うにしても若い人達の協力を上手く引き出せ | ずにいる。もっと若者たちが魅力を感じることを行いたい。
- ・学校の統廃合に係る活動(小・中学校ともに、地域の希望と保護者の意見を出し合い、まちとしてどうしていくのが皆の幸せにつながるか考えたい。)
- ・地域おこしに関する分野(中心部の商業・サービス業 北部の農業)
- ・今期策定した「まちづくり計画」を各所属団体の皆様にお示しし、議論を通して理解を深め、更に支持を頂ける計画に練り上げて行く。

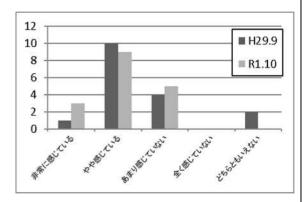
7.まちづくり協議会の活動が、地域課題の解決につながっていると感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	2
やや感じている	11	12
あまり感じていない	4	3
全〈感じていない	0	0
どちらともいえない	2	0



8.まちづくり協議会の活動が、地域の活性化につながっていると感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	1	3
やや感じている	10	9
あまり感じていない	4	5
全〈感じていない	0	0
どちらともいえない	2	0



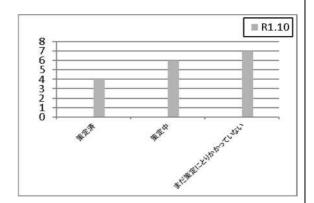
まちづくり計画について

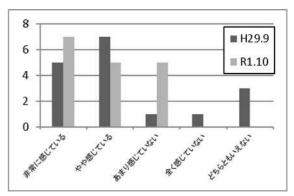
9.まちづくり計画を策定していますか。

	R1.10
策定済	4
策定中	6
まだ策定にとりかかっていない	7

10.まちづくり計画策定の必要性を感じますか。

2		
	H29.9	R1.10
非常に感じている	5	7
やや感じている	7	5
あまり感じていない	1	5
全〈感じていない	1	0
どちらともいえない	3	0

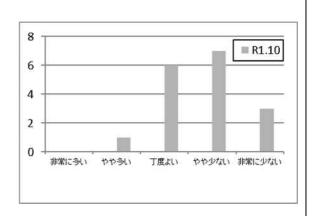




まちづくり交付金及び自主財源の確保について

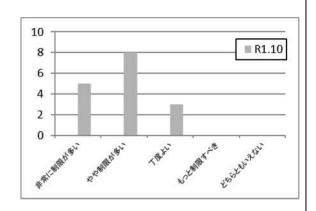
11. 交付金額について、どのように感じていますか。

	R1.10
非常に多い	0
やや多い	1
丁度よい	6
やや少ない	7
非常に少ない	3



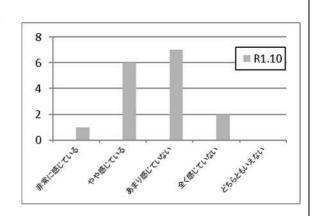
12. 交付金の使途について、どのように感じていますか。

	R1.10
非常に制限が多い	5
やや制限が多い	8
丁度よい	3
もっと制限すべき	0
どちらともいえない	0



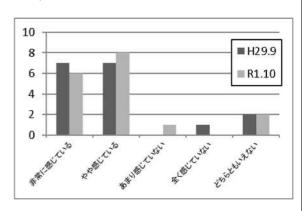
13.インセンティブ制度(地域力アップ事業)は必要だと感じますか。

	R1.10
非常に感じている	1
やや感じている	6
あまり感じていない	7
全〈感じていない	2
どちらともいえない	0



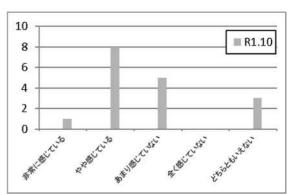
14.まちづくり交付金以外の自由に使える自主財源の確保は必要(になる)と感じますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	7	6
やや感じている	7	8
あまり感じていない	0	1
全〈感じていない	1	0
どちらともいえない	2	2



15. 自主財源の確保の手段として、公民館等の公共の施設をまちづくり協議会の活動拠点として管理運営を行い、施設の管理運営費を収入の柱とすることの必要性を感じますか。

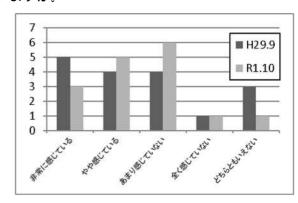
	R1.10
非常に感じている	1
やや感じている	8
あまり感じていない	5
全〈感じていない	0
どちらともいえない	3



市の支援について

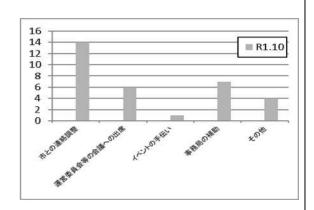
16.地域サポート職員がもっと事務局の運営に関わるべきと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	5	3
やや感じている	4	5
あまり感じていない	4	6
全〈感じていない	1	1
どちらともいえない	3	1



17. サポート職員に期待する役割は何ですか。【2つ以内で選択】

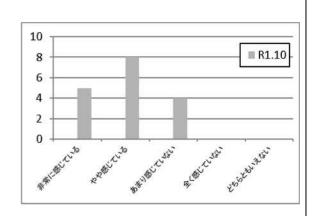
	R1.10
市との連絡調整	14
運営委員会等の会議	6
への出席	6
イベントの手伝い	1
事務局の補助	7
その他	4



- ・・地域と一体となって取り組む姿勢を見せて欲しい。先進事例等の紹介や企画の提案があってもいい。
- ・活動事業についてのアドバイス。
- ・各地区まち協の予算の使い方に差がありすぎる。ルールを厳しくすることはないが、やったもの勝ちはまず いと思う。サポート職員によるサポート強化を図る。
- ・事業(活動)企画への参画(指導・助言)及び市の関係課との連絡調整。

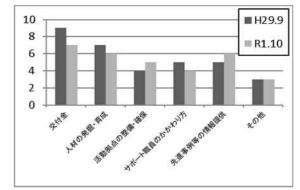
18.税理士相談は必要だと感じますか。

	R1.10
非常に感じている	5
やや感じている	8
あまり感じていない	4
全〈感じていない	0
どちらともいえない	0



19.今後、どのような分野について、市がもっと支援すべきとお考えですか。次の活動の中から該当するものを選んで〈ださい。【2つ以内で選択】

	H29.9	R1.10
交付金	9	7
人材の発掘・育成	7	6
活動拠点の整備・確保	4	5
サポート職員のかかわり方	5	4
先進事例等の情報提供	5	6
その他	3	3

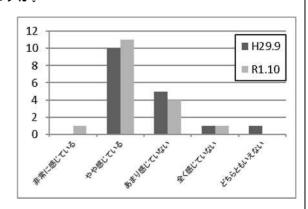


- ►・市の施策展開の方向性を明確にした上で、必要な支援策を構築すること。併せて、市職員(地域居住)の積極的参加。
- ・ 各地区に従来からのまちづくり団体が存続しているため、できれば小学校区単位で取り組む方がやりやすい。 地域主体の活動があっても良い。 運営や活動の課題ではなく、地区全体の共通課題(重点題を1~2項目)を決め (勿論課題の取り上げ方は町内の意見より決める)、長期的「スローガン」を定めた上で、長期的目標と短期的目標 を定める。具体的活動はそれぞれ各部会で進めるべき。
- ・ まちづくり協議会の位置づけ、立場等を市民に分かりやすく知らせてほしい。(地域の中でまちづくり協議会の存在意義が感じられない。) 地域の諸団体が縦割りになりすぎている。市民部として各地域の諸団体の実態調査をしていただきたい。その中から問題点を明確にしていただきたい。

まちづくり協議会について

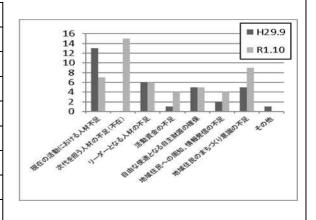
20.まちづくり協議会が地域の皆さんに認知されてきたと感じていますか。

	H29.9	R1.10
非常に感じている	0	1
やや感じている	10	11
あまり感じていない	5	4
全〈感じていない	1	1
どちらともいえない	1	0



21.まちづくり協議会の運営や活動に取り組むに当たって課題と考えていることは何ですか。【3つ以内で選択】

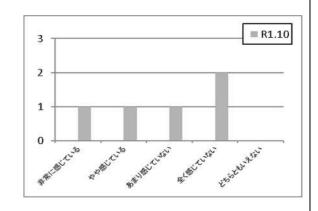
	H29.9	R1.10
現在の活動における人材不足	13	7
次代を担う人材の不足(不在)	0	15
リーダーとなる人材の不足	6	6
活動資金の不足	1	4
自由な使途となる自主財源の確保	5	5
地域住民への周知、情報発信の不足	2	4
地域住民のまちづくり意識の不足	5	9
その他	1	0



22.現在の2中学校区から1中学校区にするべきだと感じていますか。

2中学校区である5地区の回答のみ反映

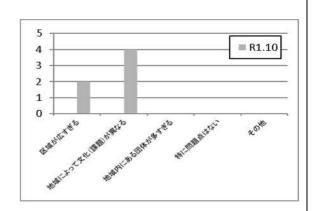
	R1.10	
非常に感じている	1	
やや感じている	1	
あまり感じていない	1	
全〈感じていない	2	
どちらともいえない		



23.2中学校区の問題点は考えていることは何ですか。【2つ以内で選択】

2中学校区である5地区の回答のみ反映

	R1.10
区域が広すぎる	3
地域によって文化(課題)が異なる	4
地域内にある団体が多すぎる	
特に問題点はない	
その他	1



・区域が広いので、2つの中学校校区で、同じ部会の活動を別々に(隔年もしくは半年後)開催する場合が多い。1 中学校校区にすれば行事はやりやすいが、担い手(部員)が少なくなり、校区の行事とあまり変わらない内容となる恐れもある。2中学校校区ならではの良さもあり、例えば担い手が沢山確保できること、校区同士が刺激し合い活動が活性化することなどが挙げられる。1校区になって活動が縮小する可能性もあり、どちらが良いか正直分からない。誰かがやってくれればついていくが、自分が中心となるのは嫌だという人もいる。各団体とのタイアップを進め、まち協が主体となり、地域の同じような行事は一緒にやってスリム化することも大切だと考える。今回のアンケートはどの項目も今後のまち協のあり方を問いているものであり、区域の課題も含め、まち協運営方法、人材発掘、後継者の課題、多様な意見の吸い上げ、地域の課題と解決への限りない挑戦の継続として、今後とも議論を続ける必要がある。

第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画 -令和2年2月発行-

■下関市市民部まちづくり政策課

〒750-8521 下関市南部町1番1号 TEL:083-231-1261 FAX:083-231-1809 HP:http://www.city.shimonoseki.lg.jp E-mail:skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp